

第4章 明治32年意匠法の制定

第1節 背景

明治20年代に入り、殖産興業政策の成果が徐々にあらわれてきた。対外貿易においても、20年代後半の輸出総額の上昇には著しいものがある。^(注1) また、明治27年から始まった日清戦争の結果は、我が国の国際的立場を有利な方向へおし進め、開国以来苦しめられた不平等条約解消へ更に一歩近づくこととなる。明治30年関税定率法、関税法が制定され、31年（1898）7月16日新民法が施行されるなど、欧米諸国が不平等条約改正の前提として要求した国内の近代法整備が一段落した。

このような状況を背景として、明治32年に特許条例、意匠条例及び商標条例が、特許法、意匠法及び商標法という形に改正された。すなわち不平等条約の改正によって「工業所有権ノ保護ニ関スル同盟条約」に加盟するにあたり、これに対応するよう改正したこと、また新民法移行への対応として改正を行ったものである。

一方、明治30年から大正初期にかけては、工業化の波が広範囲に及び、ヨーロッパでは次々と新しいデザイン運動が起こり、それが日本にも流入し、影響を与えた時代であった。

1897年ドイツ、オーストリアに生まれた、直線的表現を基調にした「セゼッション」の運動はアーノ・ヌーボーとともに我が国にも波及し、過去の様式にとらわれない自由な発想が産業界に強い影響を与えることになる。

これに対し我が国の工芸品は海外で評価されたとはいえ、それは完成された手工品としての評価であり、新しい機械化の時代に対応するものではなかった。^(注2)

先進国でのこれらの諸流派の発生は新生の我が国の産業界への刺激となり、デザインの世界に強く影響を与えていくことになる反面、^(注3) 我が国からの海外での万国博覧会への出品、及び輸出を通して我が国の美術工芸が少なからず海外にも影響を与えたのに伴って模倣される例も現れた。^(注4)

こうした状況の中で工業所有権保護同盟条約への加盟は、意匠の模倣・盗用を防ぎ国際的保護を図る一つの方法であったといえる。

(注1) 『商工行政史』上巻（昭和29年6月15日発行 商工行政史刊行会）186頁

	輸 出	指 数	輸 入	指 数
	万円		万円	
明治元年	1,555	10	1,069	5
〃 10年	2,334	14	2,742	12
〃 20年	5,240	38	4,434	20
〃 25年	9,110	56	7,132	33
〃 26年	8,971	55	8,835	40
〃 27年	11,324	69	11,748	54
〃 28年	13,611	83	13,926	64
〃 29年	11,784	72	17,167	78
〃 30年	16,313	100	21,930	100
〃 31年	16,575	102	27,750	127
〃 32年	21,493	132	22,040	101
〃 33年	20,443	125	28,726	131
〃 34年	25,235	155	25,581	117
〃 35年	25,830	158	27,173	124

(注2) 吉田光邦『工芸と文明』（日本放送出版協会、1975年）134頁

(注3) 金子清二『日本工芸沿革史』（共立社、1936年）217頁

(注4) 農商務省商工局『工芸品意匠之沿革』（1900年）11頁

第2節 帝国議会における審議

明治32年意匠法案は明治31年11月の第13回帝国議会において審議されたが、その提案理由書には

「現行意匠条例ハ・・・制定後年ヲ重ヌルコト既二十一年時勢ノ変遷ニ伴ヒ・・・修正補充ヲ要スルモノ実ニ尠ナシトセス加フルニ改正条約ノ結果外国臣民ニ対シテ我意匠条例ヲ適用スルニ至リ万国工業所有権保護同盟ニ加入ノ時期亦特ニ近キニアラントス随テ外国臣民ノ出願若クハ請求ニ関スル事項又ハ同盟条約ニ関スル事項等ニ付テハ新ニ規定ノ必要ヲ生シ到底現行条例ノ規定ニ甘ンスルヲ得サルニ至レリ是レ本・・・案ヲ提出スル所以ナリ」^(注5)

と述べられていて、ここではさきの農商務大臣あての意見書に示された二つの動機、すなわち条例の不備と同盟条約への加盟に伴う改正という点が主張されている。

第3節 明治32年意匠法の主な内容

明治32年意匠法は明治32年3月2日法律第37号をもって公布され、同年7月1日から施行されたが、その主な改正点を意匠条例との比較において示すと次のとおりである。

① 保護対象

登録を受けることができる意匠は、意匠条例では意匠の構成要素ごと（形状、模様、色彩）であったが、これにその結合を加えた（第1条）。

この改正は意匠の実態に合わせて条例の不備を整備したものと考えられるべきである。すなわち、意匠条例時代の登録例をみても、既に形状とそこに表した模様の結合されたものとして登録しており^(注6)、構成要素の個々を登録するというだけでは意匠保護の実情に合わないということがあった。

② 登録を受ける権利

登録を受けることができる者は、条例ではその意匠を創作した者のみであったが、これにその承継人を加えた（第1条）。ただ、いわゆる職務意匠については、意匠条例と同様委託者又は雇主に帰するものとしている（第5条）。

^(注5) 「明治31年10月 農商務大臣より内閣総理大臣への理由書」（国立公文書館蔵「国立公文書館公文類聚第二十三編 卷三十産業門」）

^(注6) 形状・模様の結合による意匠の一例

五
匠ノ根掛
匠全ニ様模ニ子圓ノテクラ状四ハ繩 體テヲ花ハノ形ヲ共結イノ個レ目 ノ成顯ノナ部ノナ中合ノモノヲ 意ルハ模ル分館ハ央レ如ノ環ル顯
ルヲ標レテ圓テノノレ繩 意顯花共館形共ヲ環メ目 匠ハノ上子ノ中結狀ルヲ レ模山ト部央合ノ四顯 メ様ニテ分ノレモ個ハ
根掛 二
東京
香取
幸七

意匠登録第51号 根掛ノ意匠



③ 不登録事由

登録を受けることができない意匠について、出願前公知公用に加えてこれと類似するものまでとした。明治 25 年の施行細則で整備した点を本法で明定したものである。また、公序良俗についての規定に、新たに「菊花御紋章ト同一若ハ類似ノ形状、模様ヲ有スルモノ」（第 2 条）を加えた。これも明治 25 年の施行細則で「皇室ノ御紋章ト同一又ハコレニ類似スルト認ムヘキ図形」（第 16 条）と規定していたものを表現を改めて本法に規定したものである。条例の規定で「風俗ヲ害スヘキモノ」（第 2 条）とあったものも「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」（第 2 条）と改められた。

④ 類似意匠登録制度

不登録事由のうち、いわゆる新規性の例外規定というかたちで類似意匠登録制度がはじめて採用された（第 2 条）。明治 21 年条例下では、出願に係る意匠が公知になる以前であればその後出願した同一人のこれに類似する意匠はその自己の先願に係る意匠によって拒絶されるものとはならなかったが、^(注7) 一たん登録意匠として公知になった以後は同一人であろうともその事実によって新規性なしとされた。このことは、専用権の範囲が類似する意匠にまで及ぶと明確に規定されていなかったことから、類似の範囲を確実に専用するには、自己の最先の出願が公知になる以前に出願しておくことが必要であったことを意味する。この類似意匠登録制度の採用により上記のような出願時の制約が解かれたこと、及び同一人といえども抵触し合う可能性のある権利が、全く別の権利として存在するといった制度上の矛盾点は解消されたこととなる。

この制度では未だ「自己ノ登録意匠ト類似スルモノハ」とされており、「自己ノ登録意匠ノミニ」という表現がとられていないところから、他人の先願意匠との関係については不明である。また、現行法のように類似意匠のみに類似する意匠の規定がもうけられておらず、類似意匠の意匠権が原意匠（本意匠）の意匠権と合体する旨の規定もまだなかった。従って、「意匠法便覧」^(注8) では類似意匠を「登録證主カ自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ニ付登録ヲ受ケタルモノ又ハ類似意匠ニ類似スル意匠ニ付登録ヲ受ケタルモノヲ謂フナリ」と規定しており、実務上もこのような扱いをしていたことがうかがえる。

(注7) 前記の明治 23 年に特許局が農商務大臣あてに提出した「特許局将来ノ方針ニ関スル意見ノ大要」中「登録證主タルモノノ登録意匠ノ利益ヲ保全セント欲スレハ豫メ類似ノ恐アルモノハ登録ヲ受ケサルヘカラス」と記されている点、及び第 8 条で「但出願人協議ノ上連名ニテ其登録ヲ出願スルトキ・・・ハ此限ニ在ラス」と規定されているとおり、類似する他人の先後願の意匠も連名にして出願すればよいとされている点から、自己の先願を引例して拒絶することはなかったと考えられる。また、以下のような同日同一人の出願が登録されている。

第 702 号 齒輪形状ノ意匠

此意匠ノ専用権ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲グ

- 一 前ニ記シ且別紙圖面ニ示ス如ク齒輪ノ外輪（い）ト内輪（ろ）トノ中間ヲ内方ニ向ヒ且横ニ相連列セル六個ノ弧形（は）ヲ以テ接續シ其間ノ部分ヲ總テ漏空ニナシ而シテ其内外兩輪ヲ少シク隆起セシメテ成ル齒輪形状ノ意匠



第 703 号 齒輪形状ノ意匠

此意匠ノ専用権ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲グ

- 一 前ニ記シ且別紙圖面ニ示ス如ク齒輪ノ外輪（い）ト内輪（ろ）トノ中間ヲ内方ニ向ヒ一定ノ距離ニ於テ横列セル弧状ノモノ（は）ヲ以テ連續シ其他ノ部分ヲ總テ漏空ニナシ而シテ其内外兩輪ヲ少シク隆起セシメテ成ル齒輪形状ノ意匠



(注8) 特許局編纂（明治 38 年 12 月 20 日発行）7 頁

村山小次郎著『四法要義』（大正 11 年 6 月 15 日発行）334～335 頁参照

なお、本法下でも類似意匠が原意匠に付随する点について、権利の譲渡に関しては原意匠と共にしなくては登録（変更）を受けられないこと（第6条）、専用年限が原意匠に伴うこと（第3条）が規定されている。

⑤ 意匠権の存続期間を最長10年とした（第3条）。

⑥ 優先権制度

工業所有権保護同盟条約国において意匠の出願をした者が4か月以内に意匠登録出願をした場合における優先権の規定を設けた（第10条）。

⑦ 登録の取消しについて定めた（第12条）。

すなわち登録を受けた者が(a)登録料金の納付期限を60日過ぎても納付がないとき。(b)在外者が指定された代理人を6か月以上置かないときは、その登録を取り消されるようになった。

⑧ 法定・指定期間内に指定の手続をなさないときは、その出願（請求）を無効とすることとなった（第22条において準用する特許法第10条）。

⑨ 登録料金を使用年数に応じて段階的に定めた。また類似意匠登録については一時に納付することを定めた（第13条）。

⑩ その他、特許法の準用による改正点については、特許代理業者に関する件（第8条）、代理人の解任（第7条）、公の博覧会・共進会の出品物に関する出願の扱い（第15条）、再審査請求の手続（第23条）、大審院への出訴を認めたこと（第35条）^(注9)などである。

なお、特許法第15条を準用した、公の博覧会・共進会の出品物に関する保護については、法上、先願の原則の例外的取り扱いをすることとして規定した。^(注10)これは博覧会等への出品奨励と考えられるものであって、博覧会や共進会に出品することが模倣の契機となることに対する対応であった。^(注11)この後、明治41年3月17日に公布された「日本大博覧会ノ出品ニ対スル特許、実用新案、意匠及商標保護ニ関スル法律」（法律第22号）では、出品物に対して更に強い保護がなされるなど、^(注12)博覧会や共進会が殖産興業上の重要な施策のひとつであったことがうかがえる。

⑪ 権利侵害の罰則規定

先の特許局から農商務大臣に提出された意見書の中で、自己の登録意匠と類似する意匠を他人が実施しても告訴できないことに対して改正するよう指摘していた点は以下のようになった。

すなわち、明治21年条例では「他人ノ登録意匠」そのものであったのを「他人ノ登録意匠ヲ模擬シタル」（第17条）ものまで拡大することとなった。しかし、当初農商務省案では「他人ノ意匠ト同一

^(注9) 明治32年2月6日の貴族院議事速記録第20号によれば、大審院に出訴できるよう改正する理由として「・・・其他今日ハ外人ノ信用ガ重モナル譯デアリマスカラシテ此法律ニ争點デモアレバ即チ大審院ニ上告ノ途ガ開イテアルデアリマス・・・」と説明されている。

^(注10) 特許法第15条（意匠法に準用） 政府若ハ府縣ノ開設シタル博覧會若ハ共進會ニ出品スル者ニシテ他日其ノ物品ニ付發明ノ特許ヲ出願セントスルトキハ出品前ニ於テ其ノ旨ヲ特許局長ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テハ博覧會若ハ共進會ニ於テ其ノ物品ヲ受領セシヨリ6箇月以内ニ特許ヲ出願シタル者ニ限り最初届出ノ日ニ於テ其ノ出願ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

工業所有権保護同盟條約國ニ於テ萬國博覧會ノ開設アルニ當リ其ノ國ニ於テ出品ニ對シ與ヘタル特許出願ノ期間ハ帝國内ニ於テモ有效トス

特許法施行細則第23条（意匠法施行細則に準用） 特許法第15条第1項規定ニ依ル届書ニハ説明書及ヒ圖面ヲ添附スヘシ

^(注11) この点で、現行法上の新規性の例外規定と意味合いを異にするものであると同時に、その法的効果についても、前者か、自己の公知にした事実によって拒絶されるものではないとするものであるのに対し、後者は出願日自体が届出の日に遡及するものであって、より強力なものであったといえることができる。

^(注12) 第1条 日本大博覧會ノ出品ニ付其ノ出品前現實ニ發明ノ特許又ハ意匠實用新案若ハ商標ノ登録ヲ出願シ其ノ出品後特許又ハ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ出品ノ日ニ於テ特許又ハ登録ヲ受ケタル者ト看做ス

ただし、我が国において開催されるはじめての万国博覧会であったはずの日本大博覧会は西園寺内閣から桂内閣に変わった時延期となり、再び計画が再開されることなく消失してしまった。

『内外博覧会総説』永山定富著 432頁 水明書院 昭和8年9月18日

又ハ類似ノモノヲ同物品ニ應用シタル者・・・」(第17条)とあり、これが「模擬」と修正を加えられたわけであるが、模擬とは「故意ニ他物ニ似セテ造ル」^(注13) 意味とされ故意か否かにその違いがあるものと考えられる。

⑫ 明細書の廃止

意匠条例では明細書を図面とともに提出し、明細書中で専用権を請求する区域を示したが、本法ではこれにかわって(第8条)願書中「登録ノ請求範囲」の項目がもうけられた(施行細則書式第一號)。後になってこの項目には、請求する範囲が形状か模様かあるいはその結合かといった点のみを示すことになるが、まだ本法下ではより具体的に態様を説明するよう規定している。^(注14)

(注13) 前掲『意匠法』杉本貞治郎 47 頁

(注14) 前掲『意匠法便覧』28 頁

光線ヲ發射セル旭日ヲ描ケル旗ト二條ノ山道形ニ上部ヲ櫻花形ニナセル錨ヲ描タル前面ニ隸書体ニテ大日本、萬歳、大勝利ノ文字ヲ記セル提燈ト櫻花紋ヲ描キ付シタルモノヲ數個重ネ掛ケテ並列シタル圖面ノ如キ手拭模様ノ意匠

